

塩原分署庁舎整備事業の入札は本建設 共同企業体取扱要領に基づく

○大田原市建設共同企業体取扱要領

(平成 18 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要領は、大田原市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第 2 条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第 3 条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して、市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工能力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第 4 条 特定建設工事共同企業体対象工事の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

イ 技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の大規模土木構造物及び大規模建築、大規模設備等の建設工事)

ロ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする工事

(2) 対象工事の規模

業種	金額
技術的難度の高い特定建設工事 (橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の大規模土木構造物)	おおむね 2 億円以上
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物)	おおむね 3 億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	おおむね 1 億円以上
その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(構成員数)

第 5 条 共同企業体の構成員の数は、原則として 3 社以内とする。

ただし、特に大規模であって技術的難度の高い工事については、5 社以内とすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第 6 条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付けが大田原市入札参加業者選定要綱(平成 12 年告示第 64 号。以下「選定要綱」という。)第 4 条に規定する A 等級に属するものの組合せとする。

ただし、発注者が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めるときは、第二位等級に属するものを含めた組合せとすることができる。

[大田原市入札参加業者選定要綱(平成 12 年告示第 64 号。以下「選定要綱」という。)第 4 条]

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級又は直近等級に属するものの組合せとする。

ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には構成員となるもののうち、上位の等級にある者から直近 2 等級までに属するものの組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第 7 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されており、工事の種類に相応する業種の格付けを受けているものであること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後 3 年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において、構成員は、同一の業種で 2 以上の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。
- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後 3 年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第 8 条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2 社の場合 30 パーセント以上
- (2) 3 社の場合 20 パーセント以上
- (3) 4 社の場合 15 パーセント以上

(4) 5 社の場合 10 パーセント以上

(代表者の選定方法)

第 9 条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該建設工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を有するものとし、その出資比率は構成員中最大(同比率である場合を含む。)とする。

[建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条]

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。
(特定建設工事の決定)

第 10 条 市長は、工事規模、工事内容及び難度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事(以下「特定建設工事」という。)を決定するものとする。

(第 1 次選考)

第 11 条 特定建設工事共同企業体の第 1 次選考は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指名選考委員会委員長は、特定建設工事共同企業体の構成員となる業者を選考(以下「第 1 次選考」という。)するものとする。

(2) 第 1 次選考に当たっては、適切かつ円滑な工事施工を確保するために特定建設工事共同企業体の構成員として必要な信頼性、協調性及び施工技術等を十分に配慮して業者を選考するとともに構成方法、出資割合等当該特定工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成方式を決定するものとする。

(3) 指名選考委員会委員長は、第 1 次選考が終了したときは、特定建設工事共同企業体に係る第 1 次選考について(様式第 1 号)を市長に報告するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第 12 条 市長は、前条第 3 号により報告を受けたときは、特定建設工事共同企業体の構成員として選考された業者に次の各号に掲げる事項を周知させるものとする。

(1) 結成方式及び特定工事の内容

(2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体は、前項により通知された構成員の間で任意に結成させるものとする。この場合において、共同企業体の構成員は、同一工事で 2 以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。また、通知された業者が特定建設工事共同企業体の結成を辞退することを認めるものとする。

3 第 1 項第 2 号に掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第 2 号)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書

(3) 各構成員の経常事項審査結果通知書の写し

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。
(特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第 13 条 第 1 次選考を受けた建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第 3 項に定められた書類各 1 部(組)を市長に提出しなければならない。

2 指定の期限内に書類の提出がない業者は、申請を辞退したものとみなす。
(特定建設工事共同企業体の資格審査及び格付け)

第 14 条 前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体には指名競争入札参加資格を与えるものとし、格付けは、次の各号により行う。

(1) 構成員の等級別格付けが異なる場合は、上位の構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

(2) 構成員の等級別格付けが同一の場合は、当該構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

2 市長は、前項の格付けの結果を特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(第 2 次選考)

第 15 条 指名選考委員会は、特定建設工事共同企業体の指名(以下「第 2 次選考」という。)を行うものとする。

ただし、指名選考委員会委員長が第 2 次選考を行う必要がないと認めた場合は、これを省略することができる。

2 第 2 次選考に当たって当該建設工事共同企業体の結成数が予定数に満たなかった場合は、第 11 条の手続きを経て業者を追加した上で前項の指名を行うものとする。

[第 11 条]

(特定建設工事共同企業体の有効期間)

第 16 条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期限は、当該工事の完成後 3 箇月を経過した日までとする。

なお、当該期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うこととする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(経常建設共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請手続)

第 17 条 経常建設共同企業体の指名競争入札参加申請の申請期間は、市長が別に定める期間とし、次の各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第 3 号)

(2) 経常建設共同企業体協定書

(3) 各構成員の経常事項審査結果通知書の写し

(4) 共同企業体経営規模等総括表(様式第 4 号)

2 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(経常建設共同企業体の資格審査及び格付け)

第 18 条 経常建設共同企業体の資格審査については、選定要綱の定めるところによるが、選定要綱第 4 条の客観的要素については、次の各号に掲げるとおりとし、同選定要綱同条の主観的要素については、これを行わないものとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの数値の和とする。
- (2) 経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析評点の平均値によるものとする。
- (3) その他の評価項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の数値の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

[選定要綱第 4 条]

(経常建設共同企業体の有効期間)

第 19 条 経常建設共同企業体の有効期間は、格付けを決定した日の翌日から翌年度において新たな格付けが決定されるまでの期間とする。

ただし、当該有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うこととする。

(共同企業体編成表の提出)

第 20 条 市の工事を受注した経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、契約を締結した日の翌日から 5 日以内に建設共同企業体編成表(様式第 5 号)を市長に 2 部提出しなければならない。

2 市長は、提出されている経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体協定書と前項の共同企業体編成表の内容を確認し同一内容の場合は、これを受領するものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めのない事項は、選定要綱及び格付け基準の定めるところによることとし、その他必要な事項は、市長がこれを定める。

(準用)

第 22 条 測量、建設コンサルタント等の共同企業体については、この要領を準用する。ただし、この場合には、格付けを行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 18 年 3 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(大田原市建設共同企業体取扱要領の廃止)

2 大田原市建設共同企業体取扱要領(昭和 62 年 5 月 9 日制定)は、廃止する。